

教育研究団体補助事業をご活用ください

1 仕組み

(1) 団体の構成人数・信教会員数に応じた基礎補助金額

- ① 団体の人数・信教会員数が増えれば補助金が増えます。
- ② 信教会員が増えた団体には、その年の補助金がUPします。(10人につき5,000円)

(2) 研究大会、研修会、児童・生徒向けのコンクール等の実施内容により金額を加算します。

(3) 「特別支援金」として、新しい取組を行う団体に内容に応じて補助します。(最高5万円・応募制)

2 補助金内容

(1) 団体助成金

団体会員数・信教加入率等に応じて助成する。

団体会員数	信教加入率	基礎補助金額
501名以上	80%以上	70,000円
	80%以下	50,000円
401名～500名	80%以上	40,000円
	80%以下	35,000円
301名～400名	80%以上	35,000円
	80%以下	30,000円
201名～300名	80%以上	20,000円
	80%以下	15,000円
101名～200名	80%以上	15,000円
	80%以下	10,000円
51名～100名	80%以上	10,000円
	80%以下	5,000円
50名以下	80%以上	5,000円
	80%以下	0円
前年度より信教会員が増えた場合(10人につき)		5,000円

(2) 活動助成金

研修内容	補助金額
研究大会(公開研究会)・研修会	20,000円
児童・生徒向け(コンクール・コンテスト等)	10,000円
全国大会(関プロ大会)主催	10,000円

(3) 特別支援金(申請方式)

新しい事に挑戦しようとする研究・活動に対して助成いたします。

最高50,000円(金額については内容で判断)

特別支援金(例)

- 学術的な研究調査及び成果の発信
 - ・ 地域素材の教材化に関わる研究
 - ・ 教科の専門性を高める研究
 - など
- 探究的な学びを実現する指導計画と成果の発信
 - ・ プロジェクト学習
 - ・ 自由進度学習
 - ・ 個別最適な学び
 - など

※ 継続研究も可とする。但し、次年度以降、必ず研究成果を提出する。

3 申請等

(1) 申請内容は今まで内容と同じです。(事業報告・事業計画・決算・予算・信教会員名簿)

(2) メールでの申請も可能とします。(宛先: fujisawa@shinkyō.or.jp)

(3) 特別支援金を希望する場合はその内容が分かる資料を添付し、特別支援金希望の旨を鑑等に記載してください。

(4) 申請期間は例年とおり、4月1日から6月末日までし、期日までに申請がない団体へは補助金の交付をしません。(信教事務局からの電話等での催促もしません)

(5) 信濃教育会の財務状況に応じて変更になる場合もあります。